

公共下水道（雨水）管渠布設工事（運公R8-1） 特記仕様書

路線名：流山都市計画 運動公園周辺地区
施工箇所：流山市 中

第1章 総 則

第1条 目 的

本工事は、千葉県を示す方針に従い流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地
区画整理事業を実施するための盛土及び運搬を行うものである。

第2条 適 用（共通仕様書 1-1-1）

- この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年10月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、千葉県が実施する公共運動公園周辺地区整備工事（野々下地区道路築造工事その3）において適用する。
- 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第3条 環境対策

- 受注者は、千葉県環境マネジメントシステムの構成要素である「公共事業における環境影響の低減」を推進し、達成するため、施工計画書の『環境対策』内に、独立した項目として「環境に配慮した工事の実施計画」について記載するものとする。
- 本工事の工期は雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から令和9年3月25日限りとする。
なお、工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40	日間
後片付け期間	20	日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 $\text{雨休率} = (\text{休日} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$	0.78	
その他の作業不能日	0	日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

- 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：42日間／年間
- 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：3日間／年間
（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）
（過去5か年（2020年1月～2024年12月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）
- 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第4条 CORINSへの登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報とし

て「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行なうものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

第 5 条 段階確認（共通仕様書 1-1-6）（契約約款 第 15 条）

共通仕様書に該当するものを行う。なお、それ以外にも必要と思われる場合は、監督職員と協議すること。

第 6 条 設計変更

設計変更等については、契約書第 19 条から第 25 条及び土木工事共通仕様書共通編 1-1-1-13 から 1-1-1-15 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更等のガイドライン（総合版）（千葉県県土整備部）」によることとする。

第 7 条 工事現場発生品・支給品

1. 現場発生品のうち、建設副産物は別紙「建設副産物に関する特記仕様書」による。
なお、発生材の搬出については、監督職員と協議の上決定し、搬出時には必ず追跡調査を実施し、確認すること。
2. 現場内で発生した土砂は、地区内における造成用盛土等に流用するため、監督職員の指示する場所へ運搬整地すること。

第 8 条 施工管理（共通仕様書 1-1-23）

- 1 本工事の施工管理は、千葉県が定める「土木工事施工管理基準」及び規格値によるものとする。
- 2 工事写真管理は、施工管理基準に記載する「写真管理基準」によるものとする。

第 9 条 地震対策

- 1 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対策を定めておくものとする。
- 2 地震予知情報等が発令された場合、直ちに工事を中断しその情報に応じた適切な保安措置を講ずるものとする。

第 10 条 公衆災害の防止（共通仕様書 1-1-26）

工事の施工にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「土木工事安全施工技術指針」に従って行わなければならない。

第 11 条 工事中の安全確保（共通仕様書 1-1-26）

- 1 本工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
- 2 工事期間中は、公道の出入口に交通誘導警備員を 1 名以上配置し安全確保に努めなければならない。
- 3 工事車両は予め施工計画書に記載し承認された経路を使用すること。
- 4 工事期間中は夜間における安全確保のため、保安要員を巡回させるなど道路灯・バリケ

- ード等保安施設の点検を行い、第三者への危険防止について十分注意しなければならない。
- 5 工事の施工に際し、地下埋設物等が予想される場合は、その管理者と現地立会いの上、当該物件の位置・深さ等を確認し、保安対策について十分打ち合わせを行い、事故の発生を防止しなければならない。
 - 6 受注者の責任により地下埋設物等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡するとともに応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
 - 7 埋設物件等の管理不明なものがある場合は監督職員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会いを求め、管理者を明確にしなければならない。

第 12 条 安全・訓練の実施（共通仕様書 1-1-26）

本工事の施工にあたり現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全体の参加により月あたり半日以上時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し、安全・訓練を実施するものとする。

- 1 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
- 2 本工事内容等の周知徹底
- 3 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- 4 本工事における災害対策訓練
- 5 本工事現場で予想される事故対策
- 6 その他、安全・訓練等で必要な事項

第 13 条 工事現場管理

受注者は本工事の施工にあたっては、次の事項を厳守するものとする。

- 1 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2 さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込ませないこと。
- 3 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- 4 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等の運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5 資材機材等の搬出入車両及び土砂等の運搬車両については、事前に工事用車両一覧表を作成し、監督職員に提出するものとする。また、監督職員が貸与する通行許可証を全車両に掲示させること。また、交通法規を遵守させることはもとより、工事着手前は原則として運転者全体の参加により運転者教育を行うこと
- 6 上記について下請業者にも十分指導すること。

第 14 条 建設機械の使用（共通仕様書 1-1-30）

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号 最終改正平成 14 年 4 月 1 日付け国総施第 225 号）」「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（平成 18 年 3 月 27 日付け国土交通省告示第 348 号）」、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

機 械	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベース	ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下)を搭載した建設機械に限る。

マシンとは別に独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの； 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	
--	--

第 15 条 高度技術・創意工夫・社会性等に関する事項

受注者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

第 16 条 完成図書

完成図書（工事写真等含む）は A4 のフルページに施工計画書も含め綴じ、1 部提出すること。また、工事完了後速やかに完成図（A4 版、金文字黒表紙）を 1 部提出すること。

第 17 条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第 18 条 特例監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）（維持工事の場合は、（１）～（９））の要件を全て満たさなければならない。
 - （１）建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （２）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （３）監理技術者補佐は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （４）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
 - （５）特例監理技術者が兼務できる工事は千葉県発注工事以外でも可能とする（民間工事を含む）。ただし、特殊管理技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあること。具体的には、以下の範囲を標準とする。
 - 1) 土木工事
 - ・千葉県内（河川工事については、沿線市町村）
 - 2) 建築工事、建築設備工事等
 - ・千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、茨城県の都県内
 - （６）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （７）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項（１）～（８）（維持工事の場合は前項（１）～（９））の事項について確認できる書類を提出すること。
3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

第 19 条 情報共有システムの活用について

本工事は、情報共有システムの対象工事である。ただし、活用による生産性向上が見込まれないなどと判断される場合は、受発注者間の協議により、実施の有無を決定することとする。
実施にあたっては「千葉県県土整備部情報共有システム実施要領」に基づくものとする。

（２）機器の準備

本試行工事に要するウェアラブルカメラ等やWeb 会議システム等は受注者が手配、設置するものとし、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や既を使用しているWeb 会議システム等を含め詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。

（３）効果の検証

本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（４）費用

本試行に要する費用は、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は、基本的にはリースとし、その賃料を計上するが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合には、その購入費に機器の耐用年数に対する使用期間割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、同様の考え方とする。

第 2 章 一 般 施 工

第 20 条 一般施工

- 1 施工前及び施工中は近隣住民との調整を十分図ること。
- 2 土工、仮設工の施工に使用する建設機械は、低振動・低騒音のものを使用するものとする。また、工事着工前に流山市環境政策課へ特定建設作業実施届を提出し、その写しを施工計画書に添付し提出すること。
- 3 重機による騒音・振動・埃等に細心の注意ははらい、あらかじめ対策が必要な場合は監督職員と協議の上、処置すること。
- 4 重機の運転は午前 9 時から午後 5 時までとする。それ以外の時間帯での重機の使用は認めないので、日進量の調整を十分に行うこと。
- 5 工事着手以前に、現況地盤高及び横断幅員等事前測量を実施すること。測量成果について監督職員まで報告・提出すること。特に既設の完成構造物との取合についての形状寸法及び出来形を着手前に測定並びに精査し、監督職員と協議すること。
- 6 共通仮設費は原則として設計変更の対象としない。あらかじめ対策が必要な場合は施工前に監督職員と協議の上、処置すること。
- 7 既設の埋設管については調査を確実にし、損傷なき様施工すること。損傷させた場合は、直ちに監督職員へ報告すること。尚、復旧や損害に係る費用については、受注者の責任において行うこと。

第 21 条 現場技術業務における担当技術者

運動公園周辺地区内の工事については、監督職員を補助し現場管理等を行う現場技術業務を昭和㈱に委託している。

第 22 条 要望・苦情に対する処理

- 1 受注者は、地元住民及び第三者からの要望・苦情に対しては、親切丁寧に対応し、その内容を直ちに監督職員に報告すること。
- 2 本工事施工箇所付近の商店や住宅に対し、工事の周知・説明をきめ細かく行い、営業等の支障やトラブルにならないようにすること。

第 23 条 その他

- 1 監督職員の指示がある場合を除き、この契約による、業務上知り得た個人情報を、契約の目的外に利用し、又は、監督職員の承諾なしに、第三者に提供してはならない。
- 2 仕様書に定めのない事項や、内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

第 24 条 三者会議

「三者会議」の実施 三者会議は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行うものである。本工事では、施工者から「三者会議」の開催の申し出があった場合、協議のうえ、明らかに三者会議の必要性が乏しいと判断される場合を除き、「三者会議」を開催するものとする。施工者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない

【建設副産物】

1 共通事項

- (1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- (2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提出し確認を受けること。

- (3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの(受渡確認票等)を提出すること。

2 建設発生土

(1) 指定処分 (A) (工事間流用) の場合

本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土は、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。

ア 搬出先 (場所等) :

イ 土質及び処分量 :

ウ 搬出時期 :

なお、搬出入手続き等は監督職員の指示によること。

(2) 指定処分 (A) (その他) の場合

建設発生土は、片道運搬距離 km に搬出するものとする。

なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。

(3) 指定処分 (B) の場合

建設発生土 (1005 m³) は、片道運搬距離 4.0 km に搬出するものとする。

3 路盤廃材

本工事により発生する

路盤廃材は、千葉県柏市高田 1 1 1 6 - 3 2、片道運搬距離 5.9 km の(株)丸昭建材に運搬し、処理するものとする。

4 建設廃棄物

本工事により発生する

(1) アスコン塊は、千葉県野田市目吹砂田 2 3 4 1、片道運搬距離 18.6km の木名瀬商事(株)に運搬し、処理するものとする。

(2) コンクリート塊は、片道運搬距離 の に運搬し、処理するものとする。

(3) 舗装版切断排水は、千葉県八千代市上高野 1 7 2 8 - 5 地先、片道運搬距離 26.7km の(株)TOA シブルに運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。